

大きなキーワード6つ

- ①感染症や災害への対応力強化
- ②地域包括ケアシステムの推進
- ③自立支援・重度化防止の取組の推進
- ④介護人材の確保・介護現場の革新
- ⑤制度の安定性・持続可能性の確保
- ⑥リスクマネジメントの強化、高齢者虐待防止の推進



大きなキーワード6つと小さなキーワード

- ①感染症や災害への対応力強化
(感染症対策、業務継続)
- ②地域包括ケアシステムの推進
(認知症への対応力向上、看取り充実、医療との連携、在宅サービス強化、介護保険施設の強化、ケアマネジメント向上)
- ③自立支援・重度化防止の取組の推進
(リハビリテーション・口腔・栄養、科学的介護の推進)
- ④介護人材の確保・介護現場の革新
(テクノロジー活用による業務負担軽減、文書負担軽減、ハラスメント)
- ⑤制度の安定性・持続可能性の確保
- ⑥リスクマネジメントの強化、高齢者虐待防止の推進



大きなキーワード6つと小さなキーワード

①感染症や災害への対応力強化

(**感染症対策**、業務継続)

②地域包括ケアシステムの推進

(**認知症への対応力向上**、看取り充実、医療との連携、在宅サービス強化、介護保険施設の強化、ケアマネジメント向上)

③自立支援・重度化防止の取組の推進

(リハビリテーション・口腔・栄養、**科学的介護の推進**)

④介護人材の確保・介護現場の革新

(テクノロジー活用による業務負担軽減、文書負担軽減、**ハラスメント**)

⑤制度の安定性・持続可能性の確保

⑥リスクマネジメントの強化、高齢者虐待防止の推進

大小キーワードの
出題分野はマークを参照

3分野

介護支援

医療

福祉



①感染症や災害への対応力強化 (**感染症対策**)

3分野

事業所・施設に委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施が義務化された

(3年間の経過措置あり、3年後に義務化)

※訓練の実施は地域住民の参加が得られるよう連携に努める (努力)



②地域包括ケアシステムの推進（認知症への対応力向上）

介護支援

介護保険法5条に認知症に関する施策の総合的な推進等が盛り込まれた

5条

- ・ 国および地方公共団体の責務
- ・ 認知症に関する施策の総合的な推進等（追加）
 - ・ 地域における認知症の人への支援体制の整備
 - ・ 予防の調査研究の推進等の認知症施策の総合的な推進
 - ・ 認知症の人と地域住民の地域社会における共生

1条は目的、2条は介護保険、3条は保険者、4条は国民の努力および義務、6条は医療保険者の協力



②地域包括ケアシステムの推進（認知症への対応力向上）

福祉

認知症グループホームのユニット数の弾力化

改正前 ~~原則1又は2（必要が認められる場合は3）~~

改正後 1以上3以下

本体事業所だけ×

福祉

認知症グループホームについてサテライト型事業所の新設

- a) 本体事業所との兼務により代表者、管理者を置かないことが可
- b) 介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修修了者を計画作成担当者として配置可
- c) サテライト型事業所のユニット数は本体事業所のユニット数を上回らず、かつ本体事業所のユニット数との合計が最大4まで



②地域包括ケアシステムの推進（認知症への対応力向上）

3分野

全サービス（福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）において介護に直接携わる職員（医療・福祉関係の有資格者は除く）が認知症介護基礎研修を受講することが義務化された（3年間の経過措置あり）



②地域包括ケアシステムの推進（看取り充実）

医療

福祉

特養、老健施設、介護付きホーム、認知症グループホームの**看取り加算**について、死亡日以前31日～45日以下の評価を新設する

今までは死亡日以前30日前からのみ、拡充された（死亡日以前30日×、45日○）



②地域包括ケアシステムの推進（在宅サービス強化）

福祉

認知症グループホーム、短期入所療養介護において、緊急

医療

時の宿泊ニーズに対応するための見直し

改正前 7日以内

改正後 7日以内を原則として、利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内

追加

・短期入所生活介護における緊急短期入所受入加算と同じ



②地域包括ケアシステムの推進（介護保険施設の強化）

医療

短期入所系サービス、施設系サービスの個室ユニット型の

福祉

1ユニットの定員の見直し

改正前 10人以下

改正後 原則10人以下とし、15人を超えないものとする



②地域包括ケアシステムの推進（ケアマネジメントの向上）

介護支援

居宅介護支援事業所の逡減性の緩和
 改正前 逡減性の適用を40件以上とする
 改正後 逡減性の適用を45件以上とする（ICT又は事務職員
 の配置を行う必要がある）

介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45件、60件以上になると居宅介護支援サービス費が減る



②地域包括ケアシステムの推進（ケアマネジメントの向上）

介護支援

居宅介護支援事業所のケアマネジメントについて ポイント①6ヶ月、②医療系×、③努力×、④公表

利用者に以下の説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

介護情報公表システムの運営情報において公表

訪問介護（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）
通所介護（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）
地域密着型通所介護（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）
福祉用具貸与（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）

* 各サービス（特定事業所集中減算対象サービス）を位置付けたケアプラン数／事業所のケアプラン総数



②地域包括ケアシステムの推進（ケアマネジメントの向上）

介護支援

新規

居宅介護支援に通院時情報連携加算を新設
利用者が医師の診察を受ける際に同席し、利用者の情報提供
を行い、医師から必要な情報提供を受けた上でケアプランに
記録

介護支援

新規

介護予防支援に委託連携加算を新設
介護予防支援のケアプラン作成を指定居宅介護支援事業所に委
託する場合に算定（初回のみ）

